

Title	1930年代広東省の「田畝調査冊」の性格と作製経緯
Author(s)	片山,剛
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター. 2006, 1, p. 2-13
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/27028
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

片山 剛

はじめに

1930年代~1940年代の国民政府時期(とくに日中戦争前)、"異様なほどの熱気を帯びて"、近代的土地調査事業が中国各地で、省ごとに個別に実施された。"異様なほどの熱気"と形容したのは、2005年7月以降、台北や広州の図書館で、30年代の中国土地調査事業に関連する大量の資料群を目の前にし、『地政月刊』のような充実した雑誌が毎月刊行され、中央から県に至るまでの各レベルの政府機関で多様な文書や分厚い報告書が作成され、また全国的なものから一個の県を対象とする実施細則に至るまでの数多の法規が制定されていくありさまを想像した時の筆者の感想にもとづく。近代的土地調査事業の遂行は、膨大な経費、時間、技術的人材を要するだけでなく、民衆からの大きな抵抗をも惹起することが予測されるものである。国内状勢が通常であっても、このような困難が予測されるが、30年代の中国の場合は、満洲事変、さらに日中戦争と続き、とても通常の国内状勢とはいいがたい困難な状態であった。にもかかわらず、当時の中国はその困難にあえて立ち向かっていったように思われる。はたして筆者が感じたように"熱気"は存在したのか、この点も含めて、当時の中国が近代的土地事業の遂行に突き進んでいった理由を今後考えていくことにしたい。

さて、ここにいう近代的土地事業とは、後述するように、国民政府統治下のあらゆる土地 (耕地のみならず都市の宅地等も含む)を対象に、各筆の所在・地目・面積・地価・所有者・耕作者等を把握・確定しようと試みるものである。したがって当然に、調査事業遂行の過程で、毎筆の土地のデータを記載した文書(土地調査冊)や各筆の土地の分布を描いた地図が大量に作製されたはずである。しかし、そのような土地調査冊が現存しているか否かについては、現時点でもほとんど未詳である。

管見では、唯一現存が確認されているものとして、台北の国立中央図書館台湾分館(以下、台湾分館と略す)に所蔵されている広東省の「田畝調査冊」がある。その詳細な蔵書目録が、Roy Hofheinz、Jr. の解説が付されて1975年に出版されている¹。Hofheinzの解説は、本資料が1930年代の国民政府期に広東省を対象に作製されたものであることを確定し、その特徴・利用価値についてサンプルを挙げて説明しており有用である。また本資料が広東省から台湾に将来された謎にも言及している。しかし目録刊行後30年を経た現在においても、管見では、本資料そのものを対象に具体的で掘り下げた分析は行われていないし、また他の関連資料も参照して、本資料の性格や作製経緯を明らかにした研究もないようである。本資料の対象は広東一省のみではあるが、土地の各筆レベルにおけるデータを記録しているきわめて貴重な資料である。本資料の作製経緯を検討してその性格・特質を

¹ A Catalog of Kuang-tung Land Records in the Taiwan Branch of the National Central Library (Chinese Materials Center, Inc., San Francisco, 1975, 77p.) 中文書名は『広東省各県土地調査冊目録』。

明らかにし、さらに利用方法を吟味するならば、1930年代の広東省、とくに農村社会史の研究に活用することも可能かと思われる。

上記のような意図をもって、2005 年度の科学研究費補助金基盤研究(A)「1930 年代広東省土地調査冊の整理・分析と活用」(課題番号:17251006、代表:片山剛)の研究を開始した。2005 年度における最も基礎的かつ重要な課題のひとつは、上記「田畝調査冊」の性格と作製経緯を、関連資料をも参照して解明することにある。収集・解析すべき資料はかなりの量にのぼるため、現時点で細かな論証作業を備えた報告をすることはできないが、「田畝調査冊」の作製経緯については解明することができ、性格づけについてもある程度分析を進めることができた。それらについて、本稿では、細かな論証は省略して報告することにしたい。

なお、本論に入る前に使用資料について一言しておきたい。第一に、台湾分館所蔵の「田 畝調査冊」は広東全省約100県のうち59県を、郷としては1450郷をカバーし、冊数は3333冊(毎冊所収の枚数は異なる。1冊の所収枚数が891枚に達するものもあるという)にのぼる膨大なコレクションである。そして、台湾分館に比べると所蔵量はかなり少ないが、広州の広東省立中山図書館文徳分館(以下、文徳分館と略す)にも「田畝調査冊」が所蔵されていることが、2005年12月の広州出張で確認された。また「田畝調査冊」とともに、広東省における土地調査事業の進行過程で作製された各種文書がある。後段で紹介する龍門県の「田畝抽査図」等の測量図や、『鶴山県田畝調査及評価統計表』といった、県レベル以下で実施された調査結果の各種数値を集計した報告書の類がそれである。数は少ないが文徳分館に所蔵されている。

第二に、参照すべき関連資料として、広東省の各級レベルの政府機関の公報がある。省レベルのものとしては、『広東省政府公報』、省財政庁の『広東財政公報』、省民政庁の『広東民政公報』がある。県レベルでは、各県の政府が刊行する『某県政公報』や、土地調査事業に関する県レベルの各種文書を収載し、報告書として出版したものがある。

第三に、すでに周知の資料として、南京の中国地政学会・地政学院において刊行された 雑誌『地政月刊』、および『民国二十年代中国大陸土地問題資料』(台湾・成文出版社から 影印出版されている)がある²。

また土地調査事業に関連する範囲で、中国の土地税制(土地を対象とする税制度)を簡単に整理しておきたい。第一は、土地を対象に徴収される税は1928年に国税から地方税(主に各省の管掌)となったことである。つまり、土地税制の改革である土地調査事業も各省が実施主体となって進められることになる。第二に、土地税制の問題である。旧来の土地税制は、王朝時代から続く「銭糧」と呼ばれるものであった。重要な点は、明確な課税基準がないこと、そして正税以外に、県以下が課す附加税や田畝捐など、様々な苛捐雑税が存在していたことである。場合によっては苛捐雑税の方が正税よりも高額な場合もあった

² 『地政月刊』は、江南を中心に、当時進行していた各省の土地調査事業に関する情報を広く収集・掲載するが、これを所蔵する国内の図書館はほとんどないので、本ニューズレターでその総目次を掲載した。

という。また、毎筆の土地の面積・所有者等の情報を、政府が直接的にはほとんど把握していなかった。これに対して、近代的税制として、地価(土地の価格)を基準とする課税である「地税」の導入、そして税率としては地価の1%課税が孫文等によって提唱されてくる(1873年の日本の地租改正当初は地価の3%課税であった)。また近代的税制の導入は、主権下の土地を政府が直接的に把握する意思の実現である。

従来、南京国民政府のお膝元である浙江・江蘇・江西の3省の土地調査事業については、 台湾の王樹槐氏や笹川裕史氏の研究があり、四川省については山本真氏の研究がある。広 東省については、蒋介石と対立する陳済棠等のいわゆる西南派が1928年から36年まで実 効支配していたという特殊性もあり、ほとんど分析のメスが加えられていない状況である。 以下、「田畝調査冊」と関連させながら、陳済棠政権下の広東省で行われた土地調査事業、 特に1930年代のそれにつき初歩的な考察結果を紹介したい。

1. 実見した田畝調査冊について

実見した調査冊のうち、たとえば高要県第1区の南岸郷のそれには、「高要縣第一區南岸郷公所圖記」の赤い角印が捺してあり、郷公所作成の文書であることが判明する。比較的完備されている(測量によって作製されたわけではないが、郷内における集落・耕地等の分布の概略が判明する点で価値がある)サンプルとして、ここでは、高要県第1区所属の小湘郷の調査冊を紹介したい。小湘郷は、現在の肇慶市から北西へ直線距離で約12km、西江の支流のひとつである小湘水沿いに位置する(末尾の図1、参照)。

調査冊の第 1 頁には、「高要第一区小湘郷田畝調査表冊/第一大段 分二本 其一/ (内附図)」(「/」は改行を示す)とある。第 1 大段所属の筆数が多いためであろう、第 1 大段の「田畝調査冊」は 2 分冊になっている。ここで取りあげる第一分冊には、第 1 小段~第 20 小段の土地のデータが掲載され、別の第二分冊には第 21 小段~第 41 小段のそれが掲載されているわけである。「内に図を附す」とあるが、図とはつぎに紹介する「小湘郷総図」をさす。

第1頁と第2頁の間に、小湘郷全体を描いた地図として「小湘郷総図」(色刷り)が挿入されている。これに郷内の耕地や集落、河川、廟宇等が図示されている。図示されている範囲から考えて、上流から西江との合流点に至るまでの小湘水の両岸が、小湘郷の領域と考えられていることがわかる。そして小湘郷の耕地は、まず大段レベルに分けられ、ついで大段はさらにいくつかの小段に分けられている。大段は郷全体で7個、小段は全部で335個が描かれている。方位・縮尺はない。図2は総図の一部で、第1大段付近が描かれている。

続く第2頁では、上面に左から横書きで「第一大段分四十一小段」(第1大段は41個の小段に分かれている)とあり、その下に右から縦書きで、

第一小段至第二十小段仝本/合共田一千四百九十六号/合共面積一百六十六畝八分六

厘/合共価値一千三百六十一圓四毛/合共租額一百三十六圓一毛四先3

とある。これは第1大段のうち、第1小段〜第20小段に関する総括である。すなわち、第1小段〜第20小段における総筆数が1496 筆、総面積が166.86 畝、地価総額が1361.4元、租額(小作料)総計が136.14元。総筆数については判然としないが、総面積と地価総額、租額総計は、申告済みの農地に関する統計であり、未申告の農地を含まないであろう。

第 3 頁には「第一大段〔第〕一小段/高要第一區小湘郷田畝調査表冊」とあり、以下、 第 1 小段に関する事項が始まる。第 4 頁には第 1 小段の総括として、

全小段已報共田九十九坵/全小段已報共税八畝四分四厘/全小段已報共価銀八十四 圓四毛/全小段已報全年租銀八圓四毛四先

とある。「已報」が 4 回も登場するのは、後述するように、「未報」 = 未申告の土地が別に 8 筆存在するからである。申告済みの耕地は計 99 筆、総面積(「税」とあり、課税対象となる総面積)が 8.44 畝、地価総額が 84.4 元、租額(小作料)総計が 8.44 元である。

第5頁に第1小段の総図(図3)がある。この総図には全部で107筆が図示されている。 第1小段の総筆数が107、申告済みの筆数が99、よって未申告の筆数は8となる。

第6頁~第16頁に、毎頁10筆ずつ、第1小段の各筆のデータが、第1号から第107号まで掲載されている(**図4**は第6頁の表)。毎頁の表のうち、一番右の欄に、「高要県第一区小湘郷田畝調査冊 民国二十〇年/調査員羅徳祥⁴」とある。耕地に関する項目は、以下のとおり。

- ①「村名」 ②「段、号」 ③「田畝所在地地名」 ④「地目」 ⑤「面積」
- ⑥「毎畝現値若干」 ⑦「全坵現値若干」 ⑧「全坵年租若干」
- ⑨「業戸(姓名、住址)」 ⑩「佃戸(姓名、住址)」 ⑪「備考」

①「村名」は「仝」、②「段、号」は「第一小段某号」、③「田畝所在地地名」は「仝」(すなわち黄茅頂)、④「地目」は「禾田」、⑥「毎畝現値若干」は「拾員(円)」と記入されてある。①「村名」欄の「仝」、③「田畝所在地地名」欄の「仝」、④「地目」欄の「禾田」、⑥「毎畝現値若干」欄の「拾円」は、ゴム印等で押印されているものが多い。

未申告の8筆(36、78、79、80、84、90、94、106号)の場合、⑤「面積」、⑦「全坵 現値若干」、⑧「全坵年租若干」、⑨「業戸(姓名、住址)」、⑩「佃戸(姓名、住址)」の欄 は未記入となっているが、その他の欄は、前述したように記入済みである5。

「面積」は最小2厘(0.02畝)、最大2分7厘(0.27畝)である。「已報」の99筆の「業

-

^{3 「}先」=「仙」であろう

^{4 ◇}の箇所は多くは空欄だが、第二小段の田畝調査表では「四」と記入してある。小湘郷の場合、 民国 23 年 (1934 年) 11 月まで田畝調査が実施されず、その責任が郷長の羅徳祥に帰され、 羅徳祥は「過二次」(提出期限を二度守らなかった)の罪としているので、小湘郷における田 畝調査の実施は民国 24 年 (1935 年)と推測される (「各県辦理田畝調査奨懲辦法」(『高要県 政公報』第5期、民国 23 年 1 月 1 日刊、頁 33 - 34)の第1条)。なお小湘郷の場合、「調査 員」に郷長の羅徳祥が充当されていることがわかる。

⁵後述するように、地価については、財政庁の規定にもとづいて一定の地価区域を設け、そのなかの地価は同一の額とされているからであろう。

主の住址」はすべて「鳳田」で、個人業主(個人地主)の姓は「鄺」「温」「莫」の 3 姓のみである。また「鄺温莫」という 3 姓による共同所有を推測させる業主名義もある(この名義の場合、すべて出租=小作に出している)。99 筆のうち、業主による「自耕」が 85 筆で、出租は 14 筆。出租されている 14 筆のうち、12 筆の業主が「鄺温莫」である。個人地主は非常に少ないということになる。14 筆の「佃戸の住址」もすべて「鳳田」である。以上、「已報」の 99 筆の場合、所有者はすべて鳳田村で、耕作者もすべて鳳田村の者ということになる。

実見した様々な郷の総図、大段の総図、小段の総図には方位が記されているものもある。しかし管見では縮尺のある地図はまったくない。形状・面積も概略を示した略図である。たとえば、図3の耕地分布図を、第1小段の各筆のデータと対照すると、第3号の面積は2厘=0.02 畝、第4号の面積は1分=0.1 畝で、第3号の5倍の広さである。しかし図3では、第4号の大きさは第3号の2倍にもなっていない。つまり、実測によって作成された地図ではないことが明白である6。図2の左上に第1小段が図示されており、右下に向かって、さらに右に向かって順次に第39小段まで図示されていることがわかる。⑥印は「村荘」、すなわち集落を示す。図1と対照すると、具体的には「鳳田村」という集落である。集落の周辺には「樹林」が描かれている。

以上に概観した「田畝調査冊」が、いかなる土地調査事業のなかで作製されたのか、これを以下で検討しよう。

2. 「田畝調査冊」と財政庁の「銭糧改征臨時地税」プラン⁷

1931年4月、広東省政府の第6届第74次会議で、省財政庁が推進する「陳報」(土地所有者の自己申告)方式の土地調査プランと、省民政庁が推進する「測量・登記」方式の土地調査プランとを並行実施する意見が提出された。財政庁のプランも、民政庁のプランも、土地を対象とする課税を、旧来の銭糧(プラス種々の苛捐雑税)徴収から、地価を基準とする地価税徴収に一本化し、他の苛捐雑税は一切徴収しないことを目的とする点で共通している。そしてこの意見は、省政府第6届第100次会議(年月未詳)で通過する。

2つのプランのうち、「田畝調査冊」作製と直接に関係するのは、財政庁の「陳報」方式である。ただし、この財政庁のプランは即座に実施されたわけではなく、実際に実施されていくのは 1933 年以降となる⁸。

^{6 「}高要県修正田畝調査細則」(『高要県政公報』第3期、民国22年11月1日刊、頁25-26) 第5条に、「毎畝ママ【「段」or「小段」の誤り】絵一草図。其草図内応記明地号、以明田畝之 方位。将来造冊時、附在調査冊首頁」とあり、要求されているのは「草図」(略図)である。

⁷ 主要史料は「広東省改徴臨時地税計画」(『地政月刊』第2巻第9期、 民国23年9月、頁2017-2025)。および「広東省土地測丈及登記」(『地政月刊』第2巻第9期、民国23年9月、頁1981-2015)。

⁸ 広東省政府の測量隊は、当初民政庁のものとして出発し、1934 年 12 月時点まではそれを確認できる。しかし遅くとも 1936 年 3 月には財政庁所管のものとなっている。これは民政庁が進めてきた測量を伴う土地調査事業が、財政庁に引き継がれたことを示唆する。その詳細は今後の課題であるが、南京中央のような民政と財政の対立が広東にはなかった可能性が考えられる。

当時、広東省を実効統治していた陳済棠は、1933 年 10 月、全省の県・市長会議を開き、全省で「田畝調査」を開始し、「銭糧改徴臨時地税」(銭糧の徴収から臨時地価税の徴収への転換)の準備を行う件を通過させた。この原案を作成したのは省財政庁である。「臨時」が冠されているのは、次の理由による。すなわち、1930 年 6 月公布の「土地法」(ただし施行は 1936 年)によれば、地価税の正式徴収は測量・登記を経て実施されるべきとされている。しかし財政庁のプランは、第一に、時間のかかる測量・登記を経ずに、土地所有者や小作人の「陳報」(自己申告)にもとづいて、ただちに地価税を課そうとするものであり、正式な地価税と呼ぶことができないからである。第二に、財政庁は、民政庁が進める測量・登記を伴う土地調査事業(「地籍測量計画」)の完了後に、正式な地価税を課すことを見越しており、「臨時地税」をそれまでの臨時的処置として性格づけているからである。

臨時的なものであれ、地価税を財政庁が導入しようとする背景には、その詳細はここでは省略するが、地価にもとづく課税方法を導入すれば、省政府の財政収入のみならず、県政府・郷鎮公所の財政収入を増加させることができるとの思惑と、同時に各筆の土地の正確な把握によって人民間の負担格差等の矛盾を解決できるとの予測があったようだ。

財政庁のプランにおける、臨時地価税を課すまでの手順は、大きく 4 段階に分けられる。 ①「田畝調査」 \rightarrow ②「抽査」(サンプル調査) \rightarrow ③「評価」(地価の確定) \rightarrow ④「改徴」 (臨時地価税の徴収)、である 9 。①「田畝調査」は、自治を行っている郷鎮公所に実施させる。郷の自治範囲は狭いので、3 ヶ月~数ヶ月で調査は完了だろうと予測を立てている。②

「抽査」と③「評価」は、財政庁が委員を派遣して実施することになっている。

まず、①「田畝調査」について検討しよう¹⁰。この段階で関係するのは、郷鎮公所、区公所、県政府の 3 級である。最初に郷鎮公所が「草冊」を作製し、次に区公所が誤りのないことを確認し、最後に県政府が確認する。県レベルで誤りがないことが確認されると、「草冊」を郷鎮公所に返して「底冊」(あるいは「正冊」とも呼ばれる)を 3 部作製させる。1 部を郷鎮公所に保存し、2 部を県政府に提出させる。県政府は 1 部を保存し、残りの 1 部を省財政庁に提出する¹¹。

①「田畝調査」において作製される「田畝調査冊式様」が、「広東省改徴臨時地税計画」 (『地政月刊』第2巻第9期、 民国23年9月、頁2019) に掲載されている。これは、図4として紹介した「田畝調査冊」の表とほぼ同じである。ただし、図4の「全址年租額若干」 の項目は、財政庁の当初の計画にはなかったもので、後に追加されたものと思われる。図4

9 『広州文史資料 第 37 集 南天歳月——陳済棠主粤時期見聞実録』(広東人民出版社、1987 年、 頁 298)。この部分は、当時、省財政庁第二科登記股股長であった周瑞頌の提供材料による。

¹⁰ この箇所は、「鶴山県田畝調査細則」(『鶴山県政公報』第1期、民国24年6月刊、本県法規の項、頁31~39、所収。台湾分館蔵)のうち、主に第33・34・35条にもとづく。

^{11 『}廉江県田畝調査報告』(文徳分館蔵。民国 23 年 9 月刊)の「公牘紀要」の項、頁 19~21 によれば、県から財政庁に「田畝調査冊」を提出する時に、「統計表」なるものも一緒に提出している。『鶴山県田畝調査及評価統計表』(文徳分館蔵。民国 23 年 12 月刊)がこれに該当すると思われる。内容は、田畝調査で算出された段数・筆数・面積の郷鎮ごと、区ごとの統計、および郷鎮・区・県の各レベルで算定された地価額の統計である。

の「面積」の項目の記入について、「広東財政庁抽査各県田畝簡章」12の第7条は、契約書 (「契拠」)に記載されているものを基準とすることを謳っている。つまり、面積を自己申 告した場合の証拠として求められているのは、契約書記載の面積額であり、測量による実 測結果ではないことが明らかである。

また「地価」の評定方法については、「広東省征収臨時地税評定地価規則」によると、次のように規定されている。

第2条:区評価委員会は、各自治区内を地価の状況が近いものにつき、いくつかの「地 価区」に分ける。

第3条:地価を評定する時には、同一「地価区」内の田畝は、その最近の「市価」および「自報地価」(業主の申告した地価)を参照し、総平均を出して計算する。

第4条:前条の総平均で得られた地価の額数を「標準地価」とする。

すなわち、市場価格そのものが基準となっているわけではない。業主が自己申告した地価と市場の地価とを足して 2 で除したものが「標準地価」となる。したがって、自己申告された地価が市場の地価よりかなり低い場合には、「標準地価」は市場の地価を反映しない地価となってしまう。

以上から、郷鎮公所に保存されるのは、自己の郷鎮の「草冊」と「底冊」であり、他の郷鎮のものは保存されない。県政府に保存されるのは自己の県に所属する郷鎮の「底冊」であり、他の県に所属する郷鎮の「底冊」は保存されない。しかし省財政庁には、全省の郷鎮の「底冊」が集まることがわかる。したがって、台湾分館に将来された、59 県にまたがる大量の「田畝調査冊」を保存していた機関は省財政庁であることが判明する。つまり、本稿で問題としている「田畝調査冊」は、省財政庁が推進する「陳報」方式の土地調査事業における①の段階で作製されたものであることが判明する。そこでつぎに、「田畝調査冊」の性格・特徴を、②「抽査」・③「評価」との対比から考えよう。

②「抽査」について、前掲の「広東財政庁抽査各県田畝簡章」によれば、財政庁が派遣する「抽査組」は、各組が測量の学識を有する者 4 名と補助員 4 名の計 8 名から構成される。そして各郷鎮の土地につき、20 段ごとに最低 1 段をサンプル調査する。この場合、測量の学識を有する者が、サンプル調査として測量を実施するものと思われる。文徳分館に所蔵されている、龍門県の東平・西平・中平・細洞等の 5 郷に関する「田畝抽査図」(計 17 枚。1934~35 年実施) などは、抽査段階での測量結果を示すものである。たとえば、ある1 段につき、「原報面積」(これは「田畝調査冊」に記載の面積であろう)は 24.63 畝であるが、三角測量による抽査面積は 40.04 畝となっている。したがって、「田畝調査冊」の申告による面積が実測とかけ離れている可能性は高い。その意味で、「田畝調査冊」の面積をそのまま実測値と考えることはできない。ただし抽査において問われるのは、申告による「原報面積」が実測値と異なるか否かではなく、前述したように契約書等に記載されている面積を反映しているか否かである。「田畝調査冊」の「底冊」が区公所・県政府におけ

^{12 『}鶴山県政公報』第1期(台湾分館蔵。民国 24年6月刊)の「本省法規」の項、頁 70、所収。

る確認を経ているものであることを考慮すれば、契約書の所載の面積を反映している可能 性はあるが、現時点では断定を避けたい。

③「評価」については、今回は十分に検討することができなかったが、李君明「広東省改征臨時地税概況」(『地政月刊』第4巻第1期、民国25年1月)によれば、郷・区・県が提出した「標準地価」が、市場地価とかけ離れている事例が多いことを述べている。したがって、「田畝調査冊」の地価についても、そのままは信頼できないようである。

以上、面積、とりわけ地価については、「田畝調査冊」の数値をそのまま信頼することは 危険と思われる。それでは「田畝調査冊」に記載されている事項で一定程度信頼できるものはないのであろうか。2005 年 12 月 16 日に、図4の小湘郷に関する田畝調査冊の資料を 持参して、鳳田村(1930 年代の小湘郷は、現在では行政区画上、肇慶市高要市小湘鎮所属と肇慶市端州区所属とに分かれている。鳳田村は小湘鎮に属す)を訪れ、図4に見える人名について老人に確認を試みた。集落で約60歳の鄺姓の女性(鳳田村生まれ)を採訪したところ、第7号の業主名「莫少波」、第9号(および第10号)の佃戸名「温逢荀」を、鳳田村居住の個人として確認できた。インフォーマントは現在約60歳であり、生まれは40年代、隣人等を認識できるのは50年代くらいになるから、30年代に生きていた者すべてを認識できなくても不思議はない。したがって、少なくとも図4に見える人名に関しては、一定程度信頼できよう。また図4の③「田畝所在地地名」の「黄茅頂」を、当地では「黄茅嶺」と呼んでおり、大きな相違はなく、所在も図2に示されるように鳳田村の集落から離れた山腹であった。

最後に、この田畝調査事業の実施状況¹³について簡単に概観しておこう。1935 年 10 月 15 日の時点で、以下の状況であった。

- a:「③評価」完了済みで、すでに「④改徴」も実施済みの県が70県14。
- b:現在「③評価」中で、11月から「④改徴」を開始する県が14県。
- c:現在「準備進行中」(「③評価」のための委員を財政庁が派遣済みで、「③評価」作業の開始を待っている)の県が4県。
- d:現在「②抽査」中で、まだ「③評価」のための委員を派遣していない県が5県。
- e:まだ「②抽査」を実施していないのが、中山県の1県。

そして、以上の全省94県について、c・d・eの県でも1935年12月から「④改徴」させることが命じられている。すなわち、「臨時」という名が冠せられてはいるものの、広東省では1935年には全省レベルで地価税の導入が実施されたわけである。

¹³ 李君明「広東省改征臨時地税概況」(『地政月刊』第4巻第1期、民国25年1月、頁73-86)。

¹⁴ 茂名県の場合、「ア調査」は 1934年3月開始、同年8月終了。「イ抽査」「ウ評価」を経て、 田畝調査冊を修正。この修正は1935年1月完了。同年4月16日から「工改徴」が開始され ている。

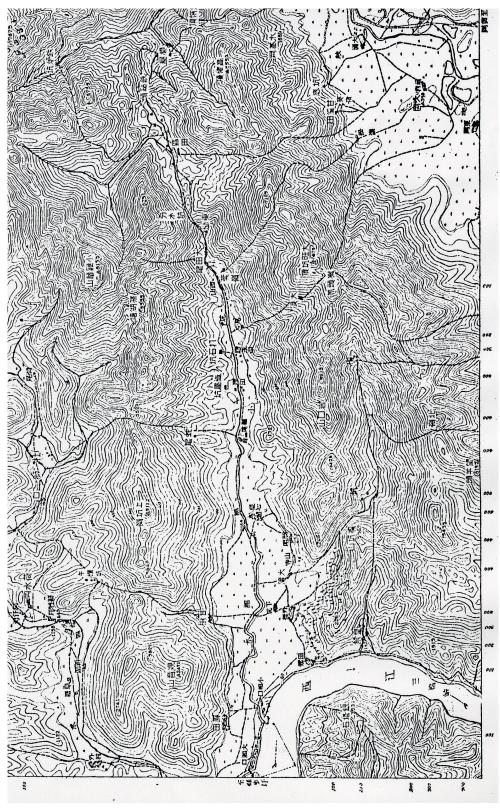


図 1 南支那五万分一図、肇慶 1 号「鼎湖山」(陸地測量部・参謀本部 昭和 13 年製版[中華民国十八年縮図]) の部分図

左下の「西江」に流れ込む支流として「小湘水」があり、その両岸に小さな谷底平 野が広がる。小湘水と西江の合流点が「小湘口」で、その北に「鳳田」村がある。

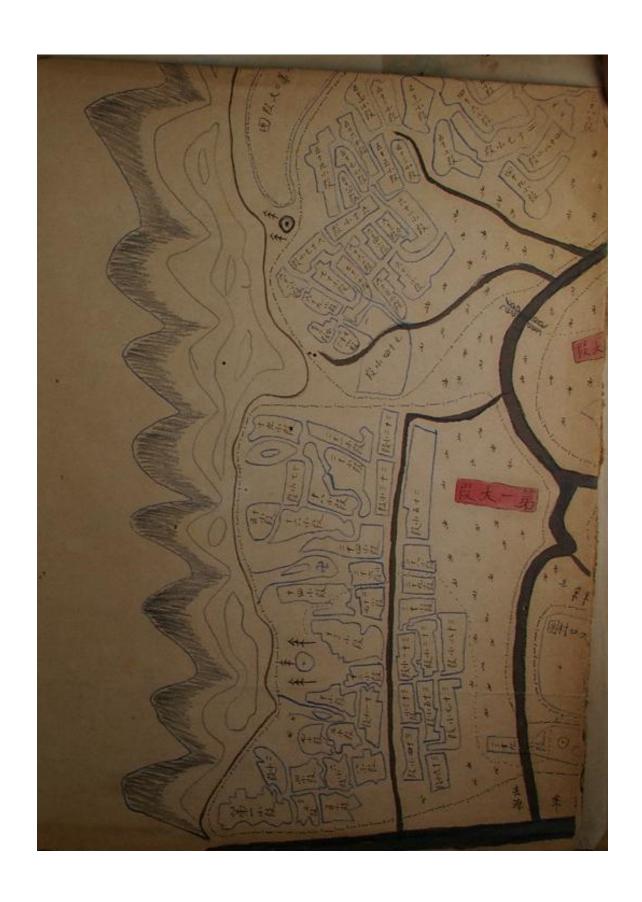


図2 「小湘郷総図」の部分図

左上の「第一小段」が第1大段の第1小段である。◎は鳳田村の集落。

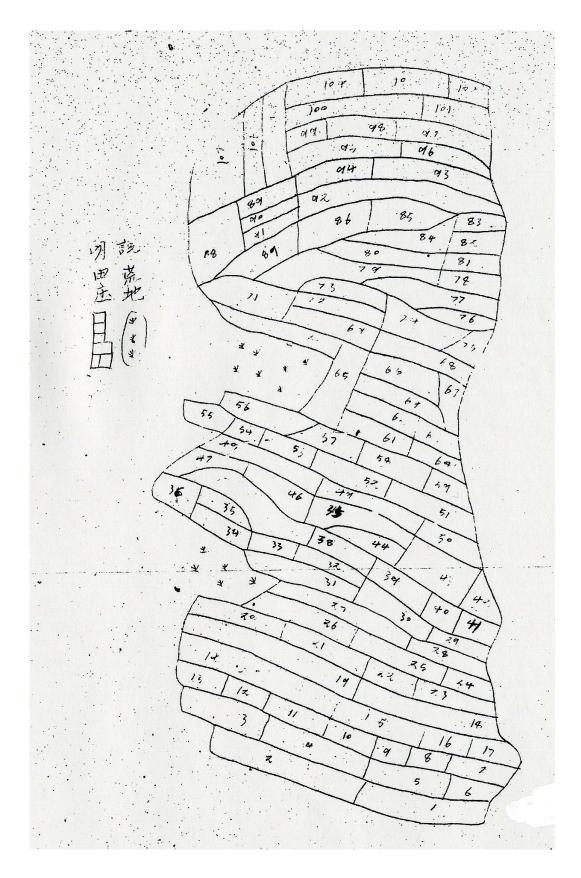


図3 小湘郷第一大段第一小段の略図

180 度回転させると、図2の「第一小段」の形状となる。



図4 小湘郷第一大段第一小段の田畝調査表